

決算委員会

委員一覧（30名）

委員長	小泉	昭男（自民）	滝波	宏文（自民）	大島	九州男（民主）
理事	井原	巧（自民）	塚田	一郎（自民）	安井	美沙子（民主）
理事	石井	正弘（自民）	西田	昌司（自民）	新妻	秀規（公明）
理事	中泉	松司（自民）	橋本	聖子（自民）	井上	哲士（共産）
理事	磯崎	哲史（民主）	古川	俊治（自民）	田村	智子（共産）
理事	難波	奨二（民主）	山田	俊男（自民）	寺田	典城（維元）
理事	平木	大作（公明）	吉川	ゆうみ（自民）	山口	和之（維元）
	有村	治子（自民）	江崎	孝（民主）	清水	貴之（維会）
	熊谷	大（自民）	江田	五月（民主）	渡辺美知太郎	（無ク）
	島田	三郎（自民）	小川	勝也（民主）	又市	征治（社民）

（28. 1. 20 現在）

（１）審議概観

第190回国会における本委員会付託案件は、平成二十六年度決算外２件（第190回国会提出）、平成二十六年度予備費２件、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）（いずれも第189回国会提出）、並びに昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算（第190回国会提出）である。

なお、平成二十六年度予備費２件は、平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）及び平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）である。

審査の結果、平成二十六年度決算外２件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十六年度予備費２件はいずれも承諾を与えるべきものと議決し、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）は是認すべきものと議決した。また、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算は

是認すべきものと議決した。

〔平成二十六年度決算の審査〕

平成二十六年度決算は、第190回国会の平成28年１月４日に、平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書は同年１月８日に提出され、１月20日、本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、１月21日に安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。その後、省庁別審査を計６回行った。

なお、４月４日の委員会において、１月22日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十五年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、平成25年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十五年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次

のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
(1)国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費の不適正な会計経理に関し、本院が警告決議等により繰り返し是正改善を促してきたにもかかわらず、その後も国立大学法人、厚生労働省や農林水産省所管の研究機関において、不正受給等の事案が相次いでいることは、極めて遺憾である。 政府は、不適正な会計経理が後を絶たないことを重く受け止め、所管が異なる複数の研究機関で同種の事案が発生したことに鑑み、関係府省の連携を強化するとともに、各機関における不正防止体制の整備状況に関するモニタリング調査を厳格に行うなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期すべきである。	(1)公的研究費については、各研究機関に対し、研究費の適正な会計経理の徹底を改めて要請している。また、関係府省が、不正防止のためにそれぞれ定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づきモニタリングを実施し、不正防止体制の整備状況に改善の必要があった研究機関について、フォローアップを着実に実施することにより、体制整備が徹底されるよう努めているところである。 今後とも、モニタリングが一層効果的に機能するよう、同ガイドラインに基づく取組状況について関係府省間で情報共有を図り連携を強化するなど、不適正な会計経理の根絶に万全を期する所存である。
(2)歴史的・芸術的価値を有する文化財は、滅失又は毀損した場合の原状回復が困難であることから、十全の管理が必要であるにもかかわらず、平成27年1月の時点で、国宝3件を含む国指定文化財である美術工芸品180件の所在が不明となっていること、さらに同年2月以降、寺社等の文化財が油のような液体に汚損される被害が相次いでいることは、遺憾である。 政府は、所在不明となっている文化財の追跡調査を更に進めるとともに、再発を防止する観点から、文化財の所在を的確に把握できる体制を構築すべきである。また、文化財の防犯・防火体制について、関係機関と連携し、より一層の強化を図るべきである。	(2)国指定文化財が所在不明となっていることについては、地方公共団体等と連携し、引き続き追跡調査を進めるとともに、「文化財保護法」に基づく各種手続の周知徹底、定期的な所在調査の実施等により所在把握体制の強化に取り組んでいるところである。 また、関係機関と連携し、文化財の定期的な見回りの徹底や防犯設備の点検等を推進するとともに、地方公共団体の文化財担当者等に対して研修を実施することにより、より一層の文化財の防犯・防火体制の強化を図ってまいりたい。
(3)東京電力株式会社福島第一原子力発	(3)福島第一原子力発電所の汚染水対策

電所構内の排水路から汚染水が外洋へ流出していた事態、また、東京電力が当該排水路における放射性物質の測定データを10か月間にわたり公開していなかったこと、経済産業省及び原子力規制委員会の本事案への指導・監督が不十分であったことなどが明らかとなり、国民の信頼を失墜させたことは、極めて遺憾である。 政府は、放射線データや汚染水等に関する情報公開体制の整備、汚染水漏えい等が生じた際の対応策等について東京電力への指導を徹底するとともに、リスク管理体制を抜本的に見直し、汚染水の処理が適切かつ着実に実施されるよう万全を期すべきである。	については、東京電力株式会社への指導を徹底し、国としても主体的に関与しつつ、対応策を講じているところである。 具体的には、①情報公開体制の整備として、同社に対して放射線データ等に関する十分な情報公開の徹底を指示し、同社においては、平成27年8月から放射線データの全数公開を開始している。②排水路からの放射性物質を含む水の港湾外への流出への対応として、同社に対して排水路の放射性物質濃度の低減対策等を求め、同社においてこれらの対応策を実施しているところ。③また、福島第一原子力発電所の敷地境界外に影響を与える可能性があるリスクを広く対象とした総点検を実施し、取りまとめ結果を公表するとともに、その後の対策等の進捗状況を確認している。 今後とも、汚染水対策が適切かつ着実に実施されるよう万全を期する所存である。
(4)戦後最悪の火山災害となった平成26年9月の御嶽山の噴火等を受け、火山防災対策の強化が求められる中、気象庁等において火山現象を一体的に評価できる体制が整備されていないこと、火山の専門知識を有する人材が慢性的に不足していることなど、火山の監視観測体制等に不備があったことは、看過できない。 政府は、火山噴火予知連絡会の提言等も踏まえ、気象庁及び大学等研究機関の一層の連携強化、地方公共団体における火山防災協議会の機能強化、火山の観測・研究から防災対策までを一元的に実施・調整するための体制の整備・拡充等を行い、火山災害の未然防止に努めるべきである。	(4)火山の監視観測体制等については、火口付近の観測施設の増強、研究機関の連携による機動的火山観測研究体制の構築等を進めているところである。 また、平成27年7月に「活動火山対策特別措置法」を改正し、地方公共団体に対して、火山防災協議会の設置や地域防災計画における警戒避難体制に関する事項の記載を義務付けるなど、火山地域の関係者が一体となって、警戒避難体制の整備を行うための制度を整えたところである。 今後とも、関係機関の一層の連携強化を図り、火山防災対策を推進する体制について検討を進めるとともに、火山の監視観測体制の強化、火山研究及び人材育成の推進等により、火山災害の未然防止に努めてまいりたい。

(5)北海道旅客鉄道株式会社（ＪＲ北海道）管内で多発した鉄道事故を受けて、平成26年６月に本院が警告決議を行ったにもかかわらず、その後も同社管内で貨物列車の脱線事故、青函トンネル内での発煙事故等が相次いだほか、ＪＲ東日本管内において山手線の架線柱の倒壊事故等が、ＪＲ九州管内において特急列車が正面衝突寸前で緊急停止した事故が発生したことは、極めて遺憾である。 政府は、重大事故の続発により、鉄道の安全性に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることを強く認識し、鉄道事業者の安全管理体制の更なる強化に向けた各種取組に対し、改善状況をフォローアップするなど実効性のある指導・監査を徹底すべきである。	(5)北海道旅客鉄道株式会社等の安全管理体制については、事故等が発生した場合に確実に原因究明及び適切な再発防止対策を徹底するよう鉄道事業者に指導するとともに、その原因や再発防止対策について速やかな報告を求めているところである。 また、鉄道事業者に対して、緊急鉄道保安連絡会議等を通じて、他社の事案も参考にしながら再発防止や安全管理体制の強化に努めるよう求めたところである。 今後とも、鉄道事業者における再発防止や安全管理体制の更なる強化に向けた取組に対して、保安監査を通じて改善状況をフォローアップするなど、実効性のある指導・監督を徹底してまいりたい。
(6)平成24年に発覚した防衛関連企業７社による過大請求事案以降、防衛省が防衛装備品等の調達に関し、様々な再発防止策を講じているにもかかわらず、その後も同種の事案が繰り返し発生し、会計検査院から再三にわたり指摘を受けていることは、極めて遺憾である。 政府は、不適切な事案が後を絶たないことを深く反省し、調達関係機関の職員に対する再発防止策の周知徹底や、防衛関連企業への実態調査とそれを踏まえた改善の要求など、実効性ある取組を確実に実施するとともに、監査機能の充実・強化等を通じて調達の透明性、公正性を確保すべきである。	(6)防衛装備品等の調達をめぐる不適切な事案については、全国の調達業務に従事する職員に対し、継続的に巡回教育を実施するとともに、平成27年10月に発足した防衛装備庁の教育・研修部門においても、職員に対し再発防止策の周知徹底を行っていくこととしている。 また、企業に対しては、抜き打ちの調査等を通じて法令遵守体制の確認等を行い、必要に応じて改善を求めるなど、実効性のある取組を実施しているところである。 さらに、防衛装備庁内に監察・監査部門の設置等を行うとともに、防衛調達審議会における審議を充実させ、重層的に監察・監査を実施することにより、監査機能の充実・強化を図っているところである。 今後とも、これらの取組を着実に実施し、防衛装備品等の調達の透明性、公正性の確保に努めてまいりたい。

その後、5月9日には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、5月23日には安倍内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。平成二十六年度決算審査における質疑の主な項目は、財政健全化に向けた取組、社会保障・税番号制度に関する個人番号カードの交付遅滞、公立学校施設の不適切な維持管理、介護保険制度の実施状況を踏まえた見直し、貸切りバス事業における不適切な運行管理、高規格幹線道路の暫定2車線区間の整備等の改善、防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理などである。

5月23日の質疑終局の後、委員長より、平成二十六年度決算についての8項目から成る内閣に対する警告案及び13項目から成る平成26年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十六年度決算は多数をもって是認することとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①警察捜査における捜査書類及び証拠品の不適切な管理、②社会保障・税番号制度に関する個人番号カード交付の大幅な遅延等、③日本放送協会関連団体における不適正経理等、④公立学校施設の不適切な維持管理、⑤独立行政法人日本スポーツ振興センターによる不適正な契約事務等、⑥貸切りバス事業における不適切な運行管理、⑦独立行政法人都市再生機構職員のコンプライアンスに反する行為、⑧三菱自動車工業株式会社による車両燃費試験の不正な操作である。

次に、平成26年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議

の内容は、①地域再生計画において設定された目標の低調な達成状況等、②東日本大震災の被災自治体において策定されていない津波避難計画等、③外務省の調達代理方式無償資金協力事業における目標設定及び事後評価の実施、④レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不突合等の改善、⑤介護保険制度の実施状況を踏まえた見直し等、⑥農林漁業における新規就業者の定着に係る支援事業の改善、⑦有明海再生関係事業の効果の検証等、⑧国有林野事業の運営の改善、⑨高規格幹線道路の暫定2車線区間の整備・管理等の改善、⑩空港施設の不適切な維持管理、⑪土砂災害対策に係る事業の改善、⑫防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理、⑬裁判所における郵便切手に係る不適切事務である。

次に、平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

また、本委員会は、平成二十六年度決算外2件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、5月23日に会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、日本放送協会における関連団体の事業運営の状況についてである。

〔平成二十六年度予備費等の審査〕

平成二十六年度予備費関係等3件のうち、平成二十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）並びに平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）は、第189回国会の平成27年3月17日に提出され、平成二十六年度一般会計予備費使用総調

書及び各省各庁所管使用調書（その２）は同年５月19日に提出された。

平成二十六年度予備費２件は、28年５月12日に衆議院から受領した後、５月20日、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）とともに本委員会に付託され、５月23日、麻生財務大臣から概要説明を聴取し、決算外２件等と一括して質疑を行った。

討論の後、採決の結果、予備費２件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと決定し、平成二十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）は、多数をもって是認すべきものと議決した。

〔昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算の審査〕

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算は、第190回国会の平成28年１月４日に提出され、５月２日に本委員会に付託され、５月９日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、同日及び５月23日に決算外２件等と一括して質疑を行った。質疑の主な項目は、同決算の提出の経緯、一般会計に帰属することとなった債権の取扱いなどである。

討論の後、採決の結果、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算は、多数をもって是認すべきものと決定した。

また、委員長より提案された昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。

〔国政調査〕

平成28年１月20日、２月18日、５月２日及び５月23日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の２の規定に基づく報告に関する件について、４月４日及び４月13日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、河戸会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、２月18日、国土交通省及び独立行政法人都市再生機構等の業務等に関する件を議題とし、集中的な質疑を行ったほか、２月23日、昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算に係る保存資料の現状等を把握するため、外務省を視察した。

（２）委員会経過

○平成28年１月20日（水）（第１回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十六年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書

平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上３件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する

調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十六年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成28年1月21日(木) (第2回)

— 全般質疑 —

- 平成二十六年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、森山農林水産大臣、石井国土交通大臣、岸田外務大臣、高市総務大臣、甘利国務大臣、岩城法務大臣、馳文部科学大臣、石破国務大臣、塩崎厚生労働大臣、加藤内閣府特命担当大臣、遠藤国務大臣、河野国務大臣、麻生財務大臣、菅内閣官房長官、丸川環境大臣、中谷防衛大臣、高木復興大臣、河戸会計検査院長、横畠内閣法制局長官、一宮人事院総裁、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野村哲郎君(自民)、※二之湯智君(自民)、
※上野通子君(自民)、安井美沙子君(民主)、
※江崎孝君(民主)、横山信一君(公明)、
田村智子君(共産)、柴田巧君(維元)、
※寺田典城君(維元)、清水貴之君(維会)、
渡辺美知太郎君(無ク)、又市征治君(社民)

※関連質疑

○平成28年2月18日(木) (第3回)

- 国土交通省及び独立行政法人都市再生機構等の業務等に関する件について麻生財務大臣、石井国土交通大臣、白石環境大臣政務官、横畠内閣法制局長官、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事長上西郁夫君及び同機構副理事長花岡洋文君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

寺田典城君(維元)、渡辺美知太郎君(無ク)、
難波奨二君(民主)、辰巳孝太郎君(共産)、
清水貴之君(維会)、又市征治君(社民)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

○平成28年4月4日(月) (第4回)

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十六年度決算外2件に関し、平成二十五年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成25年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。
- 平成二十六年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、農林水産省、経済産業省及び沖縄振興開発金融公庫関係について林国務大臣、河野国務大臣、石原国務大臣、森山農林水産大臣、加藤内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、石破内閣府特命担当大臣、丸川内閣府特命担当大臣、世耕内閣官房副長官、義家文部科学副大臣、岡田財務副大臣、星野経済産業大臣政務官、横畠内閣法制局長官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

上月良祐君(自民)、二之湯武史君(自民)、
安井美沙子君(民進)、寺田典城君(民進)、
磯崎哲史君(民進)、平木大作君(公明)、
仁比聡平君(共産)、清水貴之君(維会)、
山田太郎君(元気)、又市征治君(社民)

○平成28年4月13日(水) (第5回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十六年度決算外2件中、総務省、警察庁及び消費者庁関係について高市総務大臣、河野国務大臣、土屋総務副大臣、義家文部科学副大臣、森屋総務大臣政務官、古賀総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本放送協会会長舛井勝人君に対し質疑

疑を行った。

〔質疑者〕

島田三郎君（自民）、古賀友一郎君（自民）、
山下雄平君（自民）、難波樊二君（民進）、
寺田典城君（民進）、杉久武君（公明）、田
村智子君（共産）、清水貴之君（維会）、松
田公太君（元気）、又市征治君（社民）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

○平成28年4月18日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十六年度決算外2件中、法務省、外務省、防衛省、裁判所及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について中谷防衛大臣、岩城法務大臣、岸田外務大臣、濱地外務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小川勝也君（民進）、有田芳生君（民進）、
仁比聡平君（共産）、塚田一郎君（自民）、
三木亨君（自民）、大沼みずほ君（自民）、
佐々木さやか君（公明）、アントニオ猪木
君（元気）、清水貴之君（維新）、又市征治
君（社民）

○平成28年4月20日（水）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十六年度決算外2件中、国会、会計検査院、復興庁及び環境省関係について高木復興大臣、丸川国務大臣、長島復興副大臣、井上環境副大臣、堂故文部科学大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、中村参議院事務総長、向大野衆議院事務総長、羽入国立国会図書館長、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山口和之君（元気）、吉川沙織君（民進）、
安井美沙子君（民進）、大野泰正君（自民）、
滝波宏文君（自民）、宮本周司君（自民）、
河野義博君（公明）、井上哲士君（共産）、

清水貴之君（維新）、吉田忠智君（社民）

○平成28年4月25日（月）（第8回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十六年度決算外2件中、財務省、国土交通省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について石井国土交通大臣、麻生財務大臣、杉本公正取引委員会委員長、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人都市再生機構理事伊藤治君及び同機構理事長上西郁夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民）、古川俊治君（自民）、
江崎孝君（民進）、磯崎哲史君（民進）、矢
倉克夫君（公明）、大門実紀史君（共産）、
田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、
又市征治君（社民）

○平成28年5月2日（月）（第9回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十六年度決算外2件中、文部科学省及び厚生労働省関係について塩崎厚生労働大臣、馳文部科学大臣、遠藤国務大臣、とかしき厚生労働副大臣、竹内厚生労働副大臣、岡田財務副大臣、松本内閣府副大臣、鈴木経済産業副大臣、三ッ林厚生労働大臣政務官、森屋総務大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、吉川ゆうみ君（自民）、
橋本聖子君（自民）、大島九州男君（民進）、
川田龍平君（民進）、新妻秀規君（公明）、
辰巳孝太郎君（共産）、清水貴之君（維新）、
山口和之君（元気）、又市征治君（社民）

○平成28年5月9日（月）（第10回）

— 准総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十六年年度決算外2件及び昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算について石井国土交通大臣、林経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、馳文部科学大臣、高市総務大臣、麻生財務大臣、河野国務大臣、高木復興大臣、森山農林水産大臣、加藤国務大臣、中谷防衛大臣、丸川環境大臣、遠藤国務大臣、岸田外務大臣、義家文部科学副大臣、岡田財務副大臣、中村参議院事務総長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行副総裁岩田規久男君、独立行政法人都市再生機構理事伊藤治君及び独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長大東和美君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井正弘君（自民）、井原巧君（自民）、中泉松司君（自民）、小川勝也君（民進）、大島九州男君（民進）、磯崎哲史君（民進）、荒木清寛君（公明）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、アントニオ猪木君（元氣）、又市征治君（社民）

○平成28年5月23日（月）（第11回）

— 締めくくり総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第189回

国会提出）（衆議院送付）

平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第189回国会提出）（衆議院送付）

平成二十六年年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

以上3件について麻生財務大臣から説明を聴いた。

- 平成二十六年年度決算外2件及び昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算並びに予備費関係等3件について安倍内閣総理大臣、岩城国務大臣、高市総務大臣、馳文部科学大臣、島尻内閣府特命担当大臣、岸田外務大臣、河野国務大臣、石井国土交通大臣、塩崎厚生労働大臣、麻生財務大臣、石破内閣府特命担当大臣、丸川国務大臣、森山農林水産大臣、河戸会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第189回国会提出）（衆議院送付）

平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（第189回国会提出）（衆議院送付）

以上両件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、

平成二十六年年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）を是認すべきものと議決し、

平成二十六年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十六年度政府関係機関決算書を議決し、平成26年度決算審査措置要求決議を行い、

平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべきものと議決し、

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算を是認すべきものと議決し、昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和

20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議を行った後、

高市総務大臣、岸田外務大臣、馳文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、森山農林水産大臣、石井国土交通大臣、丸川環境大臣、中谷防衛大臣、河野国家公安委員会委員長、石破内閣府特命担当大臣及び最高裁判所当局から発言があった。

〔質疑者〕

小泉昭男君（委員長質疑）、熊谷大君（自民）、※末松信介君（自民）、足立信也君（民進）、竹谷とし子君（公明）、大門実紀史君（共産）、清水貴之君（維新）、松田公太君（元気）、又市征治君（社民）※関連質疑（平成二十六年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 自民、公明、維新、元気

反対会派 民進、共産、社民

（平成二十六年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2））

賛成会派 自民、公明、維新、元気

反対会派 民進、共産、社民

（平成二十六年一般会計国庫債務負担行為総調書（その1））

賛成会派 自民、公明、維新、元気

反対会派 民進、共産、社民

（平成二十六年一般会計歳入歳出決算、平成二十六年特別会計歳入歳出決算、平成二十六年国保税納金整理資金受払計算書、平成二十六年政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民進、共産、維新、元気、社民（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、元気、社民

反対会派 なし

（平成26年度決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、元気、社民

反対会派 なし

（平成二十六年国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民進、共産、維新、元気、社民

（平成二十六年国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、公明、共産、元気、社民

反対会派 民進、維新

（昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、元気、社民

反対会派 共産

（昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び昭和20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、元気、社民

反対会派 なし

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

○平成28年6月1日（水）（第12回）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

－平成26年度決算審査措置要求決議－

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報

告すべきである。

1 地域再生計画において設定された目標の低調な達成状況等について

地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する地域再生計画について、平成17年度から26年度までに内閣官房等12府省庁が支援した1,756計画に基づく事業の実施状況を会計検査院が検査等したところ、1,311計画に設定されていた定量的な目標の約半数が未達成であったことなどが判明した。また、地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題として、手続の効率化や支援措置の充実など同制度の課題に関する意見が地方公共団体から数多く挙げられたことも明らかとなった。

政府は、関係省庁が支援した計画のうち、現在も実施中の計画について、その目標の達成可能性等を十分確認し、目標を達成できるよう助言するとともに、計画達成のために出された地方公共団体からの意見について十分に検討すべきである。

2 東日本大震災の被災自治体において策定されていない津波避難計画等について

東日本大震災からの復旧・復興事業のうち、津波対策に係るソフト施策として、市町村等において、緊急避難場所、避難路等を定めた津波避難計画を策定したり、津波浸水区域、津波到達時間等の危険情報を定めた津波ハザードマップを作成している。会計検査院が検査したところ、沿岸6県管内の33市町のうち、14市町において津波避難計画が策定されていないこと、7市町において津波ハザードマップが作成されていないことが明らかとなった。

政府は、市町村等に対し、津波避難計画や津波ハザードマップについて、住民等の安全を確保するための施策としての重要性を認識させ、早期の策定等のために必要となる助言や情報提供等の支援を行うべきである。

3 外務省の調達代理方式無償資金協力事業における目標設定及び事後評価の実施について

外務省は、開発途上国に資機材等の調達に必要な資金を供与し、被援助国に代わって資機材等の調達を行う機関を通じて、調達代理方式の無償資金協力事業を実施している。本事業に関して、財務省が調査したところ、具体的な成果目標の設定や事後的なフォローアップが実施されていないなど、PDCAサイクルや透明性の点において課題があることが明らかとなった。

政府は、独立行政法人国際協力機構が実施するODA事業については、プロジェクトごとに事業概要や現場写真、評価結果をウェブサイトで公表するなどの取組が進められていることを踏まえ、外務省が実施する調達代理方式の無償資金協力事業についてもPDCAサイクルの確立や透明性の確保のための取組を早急に進めるべきである。

4 レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不突合等の改善について

厚生労働省は、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費に及ぼす効果等を分析するため、平成26年度までに27億9,734万円の経費を投じてレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）システムを構築・運用している。会計検査院が検査したところ、NDBシステムに収集・保存されている多数の保険者の特定健診等データがレセプトデータと突合できない事態となっていたほか、厚生労働省がこの事態に係る原因究明と改善に向けた調査等を速やかに実施していなかったことなどが明らかとなった。

政府は、同システムについて、所期の目的どおりの運用を早期に確保して、システムに収集・保存されているデータを十分に活用すべきである。

5 介護保険制度の実施状況を踏まえた見直し等について

介護保険制度の実施状況について、本委員会からの検査要請を受けて会計検査院が検査したところ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスについて、その利用状況を把握し

ている保険者（市町村）が20%以下となっていたこと、また、介護職員の不足を理由に入所者の受入れを制限している施設があったこと、さらに、居宅介護支援における特定事業所集中減算について、一部の支援事業所が、介護報酬の減算基準に達しないよう考慮した上で集中割合を調整していたことなどが明らかとなった。

政府は、地域密着型サービスの利用状況を保険者が把握できるよう一層支援するとともに、介護人材の確保や処遇改善について継続的に取り組むべきである。また、特定事業所集中減算については、ケアマネジメントの公正・中立の確保に向け、現行施策の抜本的な見直しも含め、その在り方を十分に検討すべきである。

6 農林漁業における新規就業者の定着に係る支援事業の改善について

農林水産省は、農林漁業において効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保を図るため、農林漁業の新規就業者雇用事業及び青年就農給付金事業を実施している。会計検査院が検査したところ、雇用事業の対象となった新規就業者の34%が3年未満で離職していたこと、就業者の定着のための取組を実施していない農業法人等があること、また、青年就農給付金事業において、農業所得の目標額250万円に達していない受給者が77%に上り、指導を行う市町村の担当者の専門知識等も不十分であったことなどが明らかとなった。

政府は、新規就業者の定着及び新規就農者の経営安定に向けて、農業法人等に対する指導・助言体制の充実及び市町村と関係機関の連携強化を図るとともに、地域における新規就農者等を支える取組を一層支援すべきである。

7 有明海再生関係事業の効果の検証等について

有明海海域は、アサリやタイラギなどの水産有用二枚貝類の有数の産地であったが、近年、環境の変化等に伴い漁獲量が低迷している。政府は有明海海域の環境保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、海域環境等の調査、稚貝の放流等の増殖対策を行うなどの漁場改善対策を推進してきたものの、二枚貝類等の漁獲量は増加するに至っておらず、また、平成14年から実施されている海域環境等の調査については、いまだ取りまとめがなされていない状況となっている。

政府は、有明海沿岸の関係各県及び関係漁業協同組合と緊密に連携し、有明海の海域環境等の調査を加速化するとともに、有明海再生関係事業の効果を検証し、有明海海域の漁場生産力の向上に努めるべきである。

8 国有林野事業の運営の改善について

国有林野事業においては、国有林野の産物の売払収入の増加を図ることにより、新たな国民負担を生じさせずに、平成60年度までに1兆円を超える借入金の返済を行うこととされている。会計検査院が検査したところ、借入金返済の前提とされている国有林材の効率的な生産・販売や路網の整備による搬出経費縮減といった各施策の効果が十分に発揮されていないことが明らかとなった。

政府は、今後の国有林野事業の運営等に当たり、林業の施業コスト縮減や木材の安定供給等の施策を効果的に実施することにより、森林の有する公益的機能の維持増進や林業の成長産業化をより一層図るべきである。

9 高規格幹線道路の暫定2車線区間の整備・管理等の改善について

国土交通省及び高速道路会社は、完成時に4車線とする高規格幹線道路のうち、当面、交通量が少ないと見込まれる道路については、整備計画等において、暫定的に2車線道路として供用している。会計検査院が検査したところ、暫定2車線道路としての供用が長期化する傾向にあること、供用車線以外の2車線分の取得用地が道路として利用されていないこと、高規格幹線道路の対面通行部に防護柵を備えた中央帯があれば、防止できたと見られる対向車線への逸脱事故が多数発生するなど、高規格幹線道路の機能が十分に発揮されていないことが明らかとなった。

政府は、暫定2車線道路について、今後の交通量の見通し及び交通事故の状況等を把握し、分離式の道路構造の採用も含めた安全性及び機能性の一層の向上に取り組むとともに、道路として利用されていない用地の有効活用策について早期に検討すべきである。

10 空港施設の不適切な維持管理について

国土交通省及び新関西国際空港株式会社は、滑走路や航空灯火施設等の空港施設を管理している。会計検査院が検査したところ、鉄塔及び灯柱を点検の対象としていないことにより劣化や損傷が発生していたこと、維持管理計画に基づく点検の結果、滑走路等の修繕が必要であると把握していたにもかかわらず適切な修繕を実施していなかったことなどが明らかとなった。

政府は、空港施設について、具体的な点検項目を定めて適切な点検を行うとともに、その結果、修繕が必要な箇所については、速やかに修繕計画を策定した上で早急に修繕等を行い、安全の確保に万全を期すべきである。

11 土砂災害対策に係る事業の改善について

都道府県は、砂防法等の関係法令に基づき、砂防関係施設の整備、土砂災害警戒区域（警戒区域）等の指定、警戒避難体制の整備等を国庫補助事業等として実施している。会計検査院が検査したところ、人口集中地域を含む警戒区域で砂防関係施設が未整備の地域が多数あること、事業採択後5年以上が経過しても工事が未着手となっている事業があること、平成26年12月末時点における砂防関係施設の定期点検の実施割合が30%未満となっていることなどが明らかとなった。

政府は、都道府県に助言するなどして、土砂災害対策事業の事業採択後の速やかな工事の着手や砂防関係施設の定期点検の適切な実施とともに、過去の土砂災害の発生状況等に基づく砂防関係施設の整備に関する優先順位を検討し、効率的に整備を進めるべきである。

12 防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理について

防衛省が行う防衛装備品のライフサイクルコスト（LCC）の算定及び検証に関して、会計検査院が検査したところ、LCCの算定に当たり、防衛装備品の取得、運用、維持等に係る契約金額のデータの収集等が適切に行われていないこと、その検証に当たり、一部の費目について見積値と実績値にかい離が生じた原因を分析していないことなどが見受けられた。これにより、防衛装備品のライフサイクルの各段階において、効果的かつ効率的に防衛装備品が取得できなくなるおそれがあること、費用面に係る説明責任が強化されていないことなどが明らかとなった。

政府は、防衛装備品のLCC管理の実施に当たり、防衛装備庁と各幕僚監部等が相互に密接に協力する体制を整備し、LCCの算定及び検証を適切に行うとともに、その結果を防衛装備品の取得の意思決定等に十分に反映させることにより、ライフサイクル全体を通じた費用の最適化を実現すべきである。

13 裁判所における郵便切手に係る不適切事務について

裁判所が扱う民事執行事件においては、裁判所が書類を郵送するために用いる郵便切手について、当事者等からあらかじめ納付を受けることとされているが、東京地方裁判所民事執行センター等の3部署において、余った差額の郵便切手を当事者等に返納せずに保管して、他の事件の書類の送付に利用するなどの不適切事務が行われていたことが平成27年7月に明らかとなった。これを受けて、最高裁判所事務総局が全国調査を行った結果、新たに15部署において同種の不適切事務が行われ、合計18部署での不適切事務に係る郵便切手の合計額が909万円に上っていたことが判明した。

最高裁判所は、不適切事務に係る郵便切手の相当額を当事者等に確実に返還するとともに、納付された郵便切手を適切に管理する体制を確立するなど再発防止策を徹底すべきである。

**—昭和19年度朝鮮総督府特別会計等決算及び
昭和20年度朝鮮総督府特別会計等決算審査措置要求決議—**

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

朝鮮総督府特別会計ほか9特別会計（旧外地特別会計）の昭和19年度及び昭和20年度の歳入歳出決算は、終戦時の混乱により会計資料が散逸したことなどから政府において作製が困難とされ、政府出資特別会計法外21法令の廃止等に関する法律により会計検査院への送付及び国会提出が延期されてきた。戦後70年を経て、同決算は会計検査院による検査を経て、平成28年1月4日に国会に提出されたが、歳入歳出共に各科目の内訳についてはほとんど記載がなく、予算が適正かつ効率的に執行されたかなどを検証することは事実上不可能である。

政府は、同決算の処理が長年にわたり延期されてきたこと、同決算は歳入歳出の各科目の内訳が記載されていない不完全なものであることを真摯に受け止め、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権について、十分な周知を行うとともに照会対応を徹底するなど、今後生じる可能性のある債権債務の処理に誠実に対応すべきである。